

第4章 職 員 厚 生

○美幌・津別広域事務組合消防賞じゅつ金及び

殉職者特別賞じゅつ金条例

〔昭和46年12月1日
条 例 第 1 3 号〕

改正	昭和49年	9月30日	条例第5号	昭和50年	9月25日	条例第8号
	昭和51年	9月21日	条例第4号	昭和52年	2月9日	条例第1号
	昭和53年	3月3日	条例第4号	昭和55年	3月1日	条例第3号
	昭和58年	1月24日	条例第1号	昭和58年	7月25日	条例第6号
	昭和60年	9月27日	条例第3号	昭和62年	1月1日	条例第1号
	平成3年	4月1日	条例第16号	平成4年	6月30日	条例第3号
	平成7年	3月1日	条例第3号	平成7年	5月19日	条例第5号
	平成7年	6月29日	条例第8号	平成8年	12月30日	条例第3号
	平成9年	2月10日	条例第1号	平成17年	3月29日	条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、美幌・津別広域事務組合に勤務する消防吏員に、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 管理者は、消防吏員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて災害を受け、そのために死亡し又は障害の状態となった場合において、この条例の定めるところにより賞じゅつ金を授与する。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとし、次の定めるところによりこれを授与する。

(1) 殉職者賞じゅつ金

この額は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって、別表1に定める金額とする。

(2) 障害者賞じゅつ金

この額は1,870万円以下とし、功労の程度、障害の等級によって、別

表第2に定める金額とする。障害は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）別表に定める第1級から第8級までの障害とする。

（殉職者特別賞じゅつ金）

第3条の2 管理者は消防吏員が災害に際し、命を受け特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡しその功労が特に拔群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

（授与の対象）

第4条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に対して授与するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、法第37条の例による。

（審査委員会）

第5条 殉職者、障害者の功労及び障害の程度を審査するため、美幌・津別広域事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会をおく。

2 委員会は、委員3名で組織し、委員は次の各号により管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者 2名

(2) 議会議員 1名

3 委員の任期は4年とする。ただし、補欠者は前任者の残存期間とする。

（報酬）

第5条の2 審査委員の報酬は、次のとおりとする。

日額 5,600円

（費用弁償）

第5条の3 審査委員が職務のため招集に応じたとき又は旅行したときは、住所地から用務地までにつき、その順路により費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、組合議会議員の額とする。

3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については本組合議会議員の例による。

（委任規定）

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日適用する。

附 則（昭和50年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則（昭和53年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の美幌・津別消防事務組合消防賞じゅつ金条例の規定に基づいて、昭和52年12月1日からこの条例施行の日までの間に支払われた報酬は、改正後の美幌・津別消防事務組合消防賞じゅつ金条例の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則（昭和55年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の美幌・津別消防事務組合消防賞じゅつ金条例の規定に基づいて、昭和55年1月1日からこの条例施行の日までの間に支払われた報酬は、改正後の美幌・津別消防事務組合消防賞じゅつ金条例の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第16号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

殉職者賞じゅつ金

功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額	
功 勞 の 程 度	支 給 額
(1) 特に抜群の功勞があり他の模範と認められる者	25,200,000 円
(2) 抜群の功勞があり他の模範と認められる者	18,700,000 円
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	13,600,000 円以下 9,000,000 円以上
(4) 多大な功勞があると認められる者	4,900,000 円

別表第2（第3条関係）

障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

障 害 の 程 度	功 績 の 程 度			
	(1) 抜群の功勞があり他の模範と認められる者	(2) 特に顕著な功勞があると認められる者	(3) 多大な功勞があると認められる者	(4) その他の者
第 1 級	18,700,000 円	13,600,000 円以下 9,000,000 円以上	4,900,000 円	710,000 円
第 2 級	15,500,000 円	12,100,000 円以下 7,900,000 円以上	4,600,000 円	600,000 円
第 3 級	13,600,000 円	10,700,000 円以下 7,100,000 円以上	4,100,000 円	500,000 円
第 4 級	12,100,000 円	9,500,000 円以下 6,400,000 円以上	3,600,000 円	390,000 円
第 5 級	10,300,000 円	8,200,000 円以下 5,500,000 円以上	3,100,000 円	350,000 円
第 6 級	9,000,000 円	7,000,000 円以下 4,700,000 円以上	2,800,000 円	290,000 円
第 7 級	7,600,000 円	5,900,000 円以下 4,100,000 円以上	2,300,000 円	260,000 円
第 8 級	6,400,000 円	4,900,000 円以下 3,400,000 円以上	1,900,000 円	180,000 円

備考

- この表の等級の決定については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める規定を準用する。
- 特に抜群の功勞があり他の模範と認められる者であつては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。